

8.3 汚染メカニズムについて(まとめ)

8.1 及び 8.2 を踏まえ、神栖市の事案に関する汚染メカニズムについてまとめると、以下のとおりとなる。

これまでの地下水モニタリングの状況から、B地区やABトラック南西地域においては、A井戸周辺や掘削調査地点周辺で確認されている高濃度の地下水汚染は確認されていない。

地下水汚染シミュレーションで汚染状況を再現した結果、A井戸周辺、B地区、ABトラック南西地域等で確認されている地下水汚染については、いずれもA井戸南東90m地点で発見されたコンクリート様の塊が汚染源であると考えられる。

旧軍関連施設及び旧軍毒ガス兵器に関する情報収集調査を行った結果、1.3において記載したとおり、神栖市の事案に関しては、旧軍毒ガス兵器(あか弾、あか筒)の廃棄・遺棄行為によるものではないと判断される。また、旧内閣中央航空研究所に係る情報収集調査を行った結果、終戦後における木箱の搬送に係る証言情報及び旧内閣中央航空研究所は、くしゃみ剤やそれに関連する毒ガス兵器(あか弾・あか筒)とは関係ないと判断される。

及び より、B地区やABトラック南西地域には別の汚染源が存在する可能性は低く、A井戸南東90m地点において、平成5年6月以降に投入されたと推定されるコンクリート様の塊が地域全体の地下水汚染源である可能性が高い。また、 を踏まえると、ジフェニルアルシン酸(DPAA)は神栖市内にかつて存在していた旧軍関連施設において製造・保有されていたものではない。